

改正案	現行
<p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。次条第三項及び第二十七條において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。</p> <p>（最高速度の特例）</p> <p>第十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十九條第一項の緊急自動車が高速度自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。</p> <p>（最高速度）</p>	<p>（最高速度）</p> <p>第十一条 法第二十二條第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七條において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速度自動車国道の本線車道（第二十七條の二に規定する本線車道を除く。次条第三項において同じ。）以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。</p> <p>（最高速度の特例）</p> <p>第十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十九條第一項の緊急自動車が高速度自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条並びに第一項及び前項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。</p> <p>（最高速度）</p>

第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十九条第一項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、百キロメートル毎時とする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
(略) 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等	(略) 二点

第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道(次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。)を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十九条第一項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、百キロメートル毎時とする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類	点数
(略) 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等	(略) 二点

<p>、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）</p>	(略)
--	-----

二・三 (略)
備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
- 1 (略)
 - 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の118から127までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。
(イ・ロ) (略)
 - 3 二の118から127までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

<p>、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）</p>	(略)
--	-----

二・三 (略)
備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
- 1 (略)
 - 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の116から125までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。
(イ・ロ) (略)
 - 3 二の116から125までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。
- 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1・2 (略)
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（¹²⁹に規定する行為を除く。）をいう。
- 4～7 (略)
- 8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から⁶³まで又は⁶⁵から¹¹⁷までに規定する行為をいう。
- 9～49 (略)
- 50 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。
- 51 「作動状態記録装置不備」とは、法第六十三条の二の二第一項の規定に違反する行為をいう。
- 52～57 (略)
- 58 「自動運行装置使用条件違反」とは、法第七十一条の四の二第一項の規定に違反する行為をいう。
- 59～119 (略)
- 120 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。¹²²及び¹²⁴において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最

- 1・2 (略)
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（¹²⁷に規定する行為を除く。）をいう。
- 4～7 (略)
- 8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から⁶¹まで又は⁶³から¹¹⁵までに規定する行為をいう。
- 9～49 (略)
- 50 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。
- (新設)
- 51～56 (略)
- (新設)
- 57～117 (略)
- 118 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。¹²⁰及び¹²²において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最

も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものを用いる。以下同じ。)が存するものをいう。

121| 125| (略)
 126| 「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、120、122及び124に規定する行為以外のものをいう。
 127| 130| (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類別		反則行為の種類		反則金の額	
(略)	十六 速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良(制動装置等)、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、自動運行装置	大型車	一万二千元	(略)	(略)
		普通車	九千元		
		二輪車	七千元		
		原付車	六千元		

も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。))における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものを用いる。以下同じ。)が存するものをいう。

119| 123| (略)
 124| 「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、118、120及び122に規定する行為以外のものをいう。
 125| 128| (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類別		反則行為の種類		反則金の額	
(略)	十六 速度超過(十五未満)、信号無視(赤色等)、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動	大型車	一万二千元	(略)	(略)
		普通車	九千元		
		二輪車	七千元		
		原付車	六千元		

使用条件違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反 (略)	(略)	(略)
備考 一 (略) 二 この表の反則行為の種類のカ欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 13 (略) 14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の85に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。 15 22 (略) 三 (略)		
車国道等運転者遵守事項違反 (略)	(略)	(略)
備考 一 (略) 二 この表の反則行為の種類のカ欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 13 (略) 14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の83に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。 15 22 (略) 三 (略)		